

西区保健福祉センターにおける窓口等業務会計年度任用職員募集要項

1 募集人数

1 名

2 業務内容

保健福祉課（地域福祉）において次の日常業務に従事する。

- ・地域福祉に関する窓口業務
- ・保健福祉業務等にかかる手続きの案内等
- ・その他、地域福祉業務に付随する業務

3 応募資格

（１）地域福祉業務の経験や自治体窓口における従事経験を有する者、もしくは同等の経験を有する者

（２）地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第 16 条（抜粋）】

（欠格条項）

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上（１）（２）の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

- ・年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

（注）日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4 任用期間

令和 8 年 11 月 1 日（日曜日）から令和 9 年 3 月 31 日（水曜日）まで

※ 勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（2 回まで最長 3 年）

5 勤務条件等

（１）勤務時間・日数

午前 10 時 45 分～午後 5 時 30 分（休憩 45 分）週 5 日 30 時間

ただし、業務の状況により次の（a）または（b）の勤務時間になる場合があります。

（a）午前 9 時 15 分～午後 4 時 00 分（休憩 45 分）週 5 日 30 時間

（b）午前 10 時 15 分～午後 5 時 00 分（休憩 45 分）週 5 日 30 時間

（２）休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

(3) 勤務場所

大阪市西区新町4丁目5番14号 大阪市西区役所3階
・保健福祉課（地域福祉）32番窓口

(4) 報酬等

報酬（月額）	176,436円～196,620円
期末勤勉手当 0.86375月分 （12月に支給）	152,396円～169,831円
年収見込	1,034,576円～1,152,931円

採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）が支給されます。

上記報酬等は、令和8年4月1日時点のものです。給与改定等により採用時には変更されることがあります。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

ア 年次休暇

付与日数：8日

付与期間：令和8年11月1日（任用日）から令和9年3月31日（任期満了日）まで

イ 特別休暇

【有給】

- ・忌引休暇 ・結婚休暇 ・産前産後休暇 ・配偶者分べん休暇・育児参加休暇
- ・子の看護休暇 ・短期介護休暇等 ・ドナー休暇

【無給】

- ・生理休暇 ・妊娠障害休暇

ウ その他

- ・育児休業等制度※ ・介護休暇等制度※ ・病気休暇制度※

※別途取得要件あり

(6) 社会保険

大阪市職員共済組合（短期）、厚生年金保険、雇用保険

(7) 服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

6 申込方法

次の書類を持参または郵便等で送付してください。

※次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

- (1) 西区保健福祉センターにおける窓口等業務会計年度任用職員採用申込書 1 通

※過去 3 か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は本市所定の様式に限ります

- (2) 申し立て書 1 通

- (3) 「結果通知」送付用の定形封筒（長形 3 号） 1 通

※必ず宛先を記載の上、110 円切手を貼付してください。切手が貼付されていない場合は、送付しません。

○採用申込書の受付期間等

- (1) 持参する場合

ア 申込み期間

令和 8 年 9 月 30 日（水曜日）から令和 8 年 10 月 13 日（火曜日）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く）

午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

イ 申込書受付場所

〒550-8501 大阪市西区新町 4 丁目 5 番 1 4 号

大阪市西区役所 3 階 保健福祉課（地域福祉）32 番窓口

- (2) 郵便等で送付する場合

ア 申込期限

令和 8 年 10 月 13 日（火曜日）まで（当日必着）

※「西区保健福祉センターにおける窓口等業務会計年度任用職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

イ 申込書送付先

上記（1）イと同じ

7 選考方法

面接選考

※詳細な時間については、電話にて受験者本人あてに通知します。

8 選考日及び選考会場

日時：令和 8 年 10 月 19 日（月曜日）午前 10 時（予定）

※時間の詳細については電話により通知します。

場所：大阪市西区役所 5 階 502 会議室

9 受験案内

面接試験の集合時間等の詳細については、電話にて受験者本人あてに通知します。

10 結果の発表

合否については、受験者本人あてに通知します。

11 その他

- (1) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- (2) 受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。
- (3) 合格後、受験資格がないこと又は申込み内容に虚偽が認められた場合は、合格を取り消すことがあります。

12 応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと

13 問合せ先

大阪市西区役所 3階 保健福祉課（地域福祉）32番窓口 梶川
住所：〒550-8501 大阪市西区新町4丁目5番14号
電話：06-6532-9857